

輸入者の皆様へ

迅速な輸入通関と、
関税分類の正確性を期すために…



関税分類の 「文書による事前教示」をご利用ください!

「文書による事前教示」とは?

輸入を予定している貨物の関税分類を文書で照会し、文書で回答を受けることができ、輸入者の方にとっては様々なメリットのある制度です。例えば…

● 事前の計画性

事前に関税率がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。

● 迅速な通関

輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引取りが早くなる。

● 分類の安定性

文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、3年間尊重される。



● 分類の公平性

文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、全国どこで輸入申告されても、通関審査に際して尊重される。

事前教示は、**文書により照会**を行い、**文書で回答**を受けることが原則とされています。

◎ ≪文書による事前教示照会書の様式の入手方法≫

税関HP (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます

トップページ下欄の「ピックアップ」内の「輸出入手続」から「**税関様式・記載要領**」をクリック

↓
「**関税法関係[C]**」をクリック

↓
「**事前教示に関する照会書(C-1000)**」または
「**インターネットによる事前教示に関する照会書(C-1000-13)**」

なお、**東京税関HP**に具体的な記載例が6件例示掲載されています

税関HPの右側上部の「全国の税関」の「**東京**」をクリック

↓
トップページ下欄の「ピックアップ」内の「手続き」の「**事前教示制度**」をクリック

↓
下側左端の「**関税分類(税番)**」をクリック

↓
1. 文書による照会 ★正確な税番(関税分類)を知りたい方 の
規定の書式(税関様式)により照会してください(**照会方法はこちらをクリック**)をクリック

↓
★文書による事前教示の記載例に6事例
こちらからも事前教示に関する照会書(C-1000)、記載要領にもリンクしています

「事前教示に関する照会書(C-1000)」
(注:裏面もあります)

(お問い合わせ先) 東京税関 業務部
首席関税鑑査官部門 (電話03-3529-0700)



「文書による事前教示」のメリットは様々ありますが、
口頭照会の場合に起こりうる事例をご紹介します！

ある日の出来事...



輸入者

工事現場で使う、ゴム手袋を輸入する際に、
関税ってかかるのかなあ？
電話で聞いてみよう！

① 「ゴム製手袋」は
関税がかかりますか？



② 「ゴム製手袋」であれば、
関税は**無税**です



税関(鑑査官部門)

関税が **無税** ということで

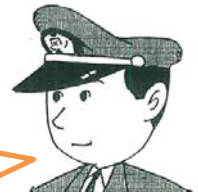
輸入してみると...



輸入者

④ え~~~~~!!!
電話で聞いたのに！

③ これは、ゴム製ではなく
「綿製手袋にゴムを塗布したもの」
なので、**有税**です！



税関(通関部門)

口頭での商品説明に基づく回答ですので、**輸入通関の際は単なる参考情報**にすぎません。



「文書による事前教示」のメリット



初めての輸入なので、
文書で関税分類の照会をしたいのですが...

照会書

こちらが**回答書**になります。
輸入申告の時に、窓口で提示して下さい。
全国どこで輸入されても**有効**なので、安心して下さい！

回答書



輸入者

事前教示に関する照会書
照会者：財務商事㈱
品名：綿製手袋
型番：GLOBE-2
照会貨物の説明
製法：綿糸で編んだ手袋の表面に
ゴムを塗布したもの
用途：作業用
包装：1ダース/箱



事前教示回答書
税番：6116.10-161
税率：協定 7.4%
特恵：Free (無税)
品名：綿製手袋
概要：綿製手袋に滑り止めの
ゴムを塗布したもの



税関(鑑査官部門)

事前教示は、**文書により照会**を行い、**文書で回答**を受けることが原則とされています。